

堺市地域公共交通会議規約（案）

（名称）

第1条 本会は、堺市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）と称する。

（目的）

第2条 交通会議は、道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他の旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議することを目的とする。

（協議事項）

第3条 交通会議は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様及び運賃・料金等に関する事項
- (2) 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項

（構成）

第4条 交通会議は、別表に掲げる委員をもって構成する。

（役員）

第5条 交通会議に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 会計 1名
- (4) 監事 1名

（役員を選任）

第6条 役員は、委員の互選により選任する。

（役員任期）

第7条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 役員が欠けた場合における補欠役員任期は、前任者の残任期間とする。

（役員職務）

第8条 会長は、交通会議を代表し会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、副会長がその職務を代理する。
- 3 会計は、交通会議の経理を掌る。
- 4 監事は、交通会議の会計事務を監査する。

（会議）

第9条 交通会議の会議（以下単に「会議」という。）は必要に応じて会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 会議は、総委員の過半数が出席しなければ開催することができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 会長は、会議の議案が次に掲げるものである場合は、当該議案を記載した書面（電磁的記録を含む。）を委員に回付し、その賛否を問うことにより会議に代えることができる。

- (1) 緊急を要するもの
- (2) 会計その他交通会議の運営に関するもの
- (3) その他、会長が軽易であると判断したもの  
(関係者の出席)

第10条 会長は、必要があると認めるときは、会議の議事に関係のある者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(会議の公開)

第11条 会議は、公開するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、会長は、必要があると認めるときは、出席委員の過半数の同意を得て、会議を非公開とすることができる。

(守秘義務)

第12条 委員及び会議に出席した者は、会議において知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議結果の取扱い)

第13条 会議において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(事務局)

第14条 交通会議の事務局は、堺市建築都市局交通部公共交通課に置く。

- 2 事務局に事務局長その他必要な職員を置く。
- 3 事務局長は、堺市建築都市局交通部公共交通課長の職にある者をもって充てる。

(会計)

第15条 交通会議の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わるものとする。

- 2 交通会議の経費は、堺市の負担金その他の収入をもって充てる。

(解散)

第16条 交通会議は第2条に規定する目的が達成されたとき、又は総委員の3分の2以上の議決により解散する。

(残余財産)

第17条 交通会議が解散した場合の残余財産は、堺市に帰属する。

(その他)

第18条 この規約に定めるもののほか、交通会議の運営に関し必要な事項は、会長が交通会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、平成24年6月5日から施行する。

(経過措置)

2 交通会議の初年度における会計年度については、第15条の規定にかかわらず、この規約の施行の日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

附 則

この規約は、平成 年 月 日から施行する。

別表（第4条関係）

堺市技監

堺市建築都市局長

堺市建設局土木部長

大阪運輸支局から選出された者

大阪府警察から選出された者

社団法人大阪バス協会から選出された者

一般社団法人大阪タクシー協会から選出された者

南海バス株式会社から選出された者

近鉄バス株式会社から選出された者

連合大阪堺地区協議会から選出された者

公募に応じた市民

学識経験を有する者